

団体名 適格消費者団体特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

係争中の差止請求訴訟	
事件番号	神戸地方裁判所平成 28 年（ワ）第 1708 号
訴訟を提起した年月日	平成 28 年 9 月 1 日
被告事業者（業種）	株式会社ベルカディア（第一種旅行業者）
差止請求の対象となった行為（概要） ※訴状の請求の趣旨にもとづき作成。なお原告は平成 29 年 1 月 13 日付で「訴えの変更」を平成 29 年 6 月 1 日付で「訴えの追加的変更」をそれぞれ申立てている。詳細は下記の原告のウェブサイトを参照 http://hyogo-c-net.com/overture.html	<p>1. 不当勧誘として差止請求の対象となった行為</p> <p>下記 2 で差止請求をする内容の条項を含む募集型企画旅行契約の契約条件に関する特約の締結をするに際し、以下の各事項を告げる行為</p> <p>(1) 当該特約を締結しなければ募集型企画旅行契約に基づく旅行サービスの提供を受けることができないこと</p> <p>(2) 当該特約の締結が消費者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと</p> <p>(3) 当該特約のうち下記 2 で差止請求をする内容の条項が有効であって、記載の内容の条項が有効であって、当該特約の締結後において消費者がこれを遵守しなければならないこと</p> <p>2. 不当条項の使用として差止請求の対象となった行為</p> <p>募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、同旅行契約の契約条件に関する特約を締結するに際し、以下の内容の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行うこと。</p> <p>(1) 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。但し、募集型企画旅行契約の場合には、私は、標準旅行業約款に基づき貴社の定める国内（または海外）募集型企画旅行条件書に規定される特別補償に関する請求権を放棄するものではありません。</p> <p>(2) 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。</p>
請求の原因（根拠となる法令）	<p>1 の不当勧誘については、不実告知（消費者契約法第 4 条 1 項 1 号）に該当する。</p> <p>2 の (1) (2) の条項は、いずれも、消費者の生命・身体に対する損害賠償責任の一部を免責する条項であり、消費者契約法第 10 条に該当する不当条項である。</p>